

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十五号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第八十五条第三項、第五項及び第六項」を「第八十五条第三項及び第五項から第七項まで」に、「第八十七条の三第三項、第五項及び第六項」を「第八十七条の三第三項及び第五項から第七項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。